

○高知市浄化槽設置費補助金交付要綱

平成25年4月1日

告示第48号

改正 平成28年7月6日告示第131号

平成30年4月1日告示第80号

令和2年4月1日告示第53号

令和3年12月14日告示第230号

令和6年4月1日告示第47号

高知市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱（平成16年告示第91号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を環境配慮型浄化槽に転換する者に対して高知市浄化槽設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅 自己の居住の用に供する戸建ての建築物（店舗等を併用する個人所有の建築物であって延べ床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供するものを含む。）をいう。
- （2）既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- （3）くみ取便所 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取便所をいう。
- （4）合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、処理対象人員が10人以下であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上及び放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するものをいう。
- （5）環境配慮型浄化槽 窒素又はりんを除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア 全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）において行う浄化槽登録制度による登録を受けていること。
 - イ 1時間当たりの消費電力量が次の表に定める数値以下であること。

人槽	放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき10ミリグラムを超え20ミリグラム以下の浄化槽	放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき10ミリグラム以下の浄化槽（りんの除去能力を有	りんの除去能力を有する浄化槽
----	---	---	----------------

	(りんの除去能力を有しないものに限る。)	しないものに限る。)	
5人槽	39ワット	53ワット	83ワット
7人槽	55ワット	75ワット	90ワット
10人槽	75ワット	102ワット	157ワット

(6) 設置費 第4条第1項に規定する環境配慮型浄化槽(同項を除き、以下「補助対象浄化槽」という。)の設置に要する経費をいう。

(7) 単独処分費 既存単独処理浄化槽の撤去及び処分に要する経費をいう。

(8) くみ取処分費 くみ取便所の撤去及び処分に要する経費をいう。

(9) 配管工事費 生活排水を補助対象浄化槽に流入させ、及び補助対象浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な配管工事に要する経費をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域(以下「補助対象区域」という。)は、本市の区域のうち次の各号のいずれにも該当しない区域とする。

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の11第1項に規定する事業計画に定められた予定処理区域(下水道の整備が当分の間見込まれない区域を除く。)

(2) 農業集落排水事業実施区域

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を環境配慮型浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度の日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下のものに転換しようとする者。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 住宅を借りている者で貸主の承諾が得られないもの

イ 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査を受けずに当該環境配慮型浄化槽を設置しようとする者

ウ 道路、水路等の占用許可等を得る必要がある場合にあつて、当該管理者の許可等を得ずに当該環境配慮型浄化槽を設置しようとする者

エ 建物の新築又は建て替え若しくは増改築に伴い、当該環境配慮型浄化槽を設置しようとする者(次号に該当する者を除く。)

オ 補助金の交付申請を行う日の属する年度の2月末日までに補助事業に係る工事を完了することができない者

カ 市税又は県税を滞納している者

キ 自己が主たる生計の場として居住しない住宅等に当該環境配慮型浄化槽を設置しようとする者

ク 賃貸、販売等営利の目的で住宅に当該環境配慮型浄化槽を設置しようとする者

ケ 本市の指定する浄化槽工事の技術基準(高知県浄化槽施工マニュアル等)に基づき施工を行っていない者

コ その他市長が補助金を交付することが適当でないとする者

(2) 災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害をいう。次号において同じ。）により必要となった家屋の建て替え等に伴い環境配慮型浄化槽を設置する者

(3) 災害復旧対応に資するために、故障した既存合併処理浄化槽の更新、改築等をする者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設置費、単独処分費（補助対象浄化槽の設置に当たり撤去が必要な場合又は施工上の制約により既存単独処理浄化槽を撤去した跡地に補助対象浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に補助対象浄化槽が設置されるときに限る。）、くみ取処分費及び配管工事費とする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額又は補助対象経費の額のいずれか少ない方の額の合計額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(1) 設置費 次の表に定める額

人槽	金額
5人槽	332,000円
6～10人槽	414,000円

(2) 単独処分費 120,000円

(3) くみ取処分費 90,000円

(4) 配管工事費 90,000円

（募集の手続）

第7条 市長は、補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者に対し、事前に募集の手続を行うものとする。

2 市長は、前項の募集の手続において、補助金の交付申請を行うことができる者（以下「補助申請対象者」という。）を選定するものとする。

3 第1項の募集の手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（補助金の交付申請）

第8条 補助申請対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書（浄化槽法によるもの）

(2) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図

- (3) 全浄協による登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- (4) 浄化槽設置工事費見積明細書
- (5) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (6) 浄化槽設置工事を施工する者に係る浄化槽工事業の登録証又は特定工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し
- (7) 浄化槽法定検査申込書の写し
- (8) 市税の納税証明書（本市以外の市町村で課税されている場合は、その課税地における納税証明書）及び県税の納税証明書
- (9) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の配置図、配管図及び現況写真
- (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めたときは補助金交付却下通知書（第3号様式）により当該申請をした補助申請対象者に通知する。

- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
（交付申請の取下げ）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助申請対象者（以下「補助決定者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。
（変更承認等）

第11条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（第4号様式）に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 浄化槽の人槽規模を変更しようとするとき。
- (2) 浄化槽設置者又は浄化槽管理者を変更しようとするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の遂行に著しい影響があるものとして市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、補助事業変更等承認（否認）通知書（第5号様式）により当該申請をした補助決定者に通知するものとする。

- 3 補助決定者は、補助事業について次に掲げる変更をしようとするときは、補助事業変更届出書（第6号様式）に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。
 - (1) 工期を変更しようとするとき。
 - (2) 浄化槽工事業者又は浄化槽設備士を変更しようとするとき。

(3) 浄化槽の製造者又は型式を変更しようとするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、浄化槽設置届出書に係る届出事項（第1項に掲げるものを除く。）の内容を変更しようとするとき。

（補助事業の実施期間）

第12条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度（以下「補助年度」という。）の2月末日までに補助事業に係る工事を完了しなければならない。

2 補助決定者は、補助事業に係る工事が予定の期間内に完了しないとき又は工事を行うことが困難となったときは、速やかにそれらの状況及び理由を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助決定者は、工事の完了後1か月以内又は補助年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、前条第2項に規定する指示を受けた場合は、この限りではない。

(1) 工事の出来高明細書及び工事費請求書又は領収書の写し

(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助決定者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(3) 工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト

(4) 浄化槽設置配管完了図

(5) 工事の各工程ごとに、浄化槽設備士及び黒板等に入れた日付が確認できる写真

(6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の撤去工事の写真（撤去処分費の補助を受ける場合）

(7) 撤去した既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（撤去処分費の補助を受ける場合）

(8) 配管工事の写真（配管工事費の補助を受ける場合）

(9) 浄化槽管理者が補助対象浄化槽の設置工事及び配管工事の完了を確認している写真の入った所定の確認報告書

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第8号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第15条 補助決定者は、前条の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、所定の請求書により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の状況を調査し、又は必要な資料を検査し、若しくは当該資料の提出を求めることができる。

(維持管理)

第19条 補助決定者が設置した補助対象浄化槽は、浄化槽法に基づき適正な維持管理がなされなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月6日告示第131号)

この要綱は、平成28年7月6日から施行し、この要綱による改正後の高知市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、平成27年7月19日から適用する。

附 則 (平成30年4月1日告示第80号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第53号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日にこの要綱による改正前の高知市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定に基づき交付決

定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月14日告示第230号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の高知市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和6年4月1日告示第47号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

高知市長 様

住 所
申請者 フリガナ
氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話 () —

補助金交付申請書

年度高知市浄化槽設置費補助金の交付を受けたいので、高知市浄化槽設置費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。なお、本申請に係る調査のため、敷地内への立入りについて同意します。

記

1 設置場所の地名地番	高知市	
2 設置する浄化槽	人槽規模	人槽
	名称及び型式	
3 補助金交付申請額	金	円
4 補助対象経費	金	円
5 浄化槽を設置する住宅の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者本人（共有名義の場合を含む。） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
6 工事区分	<input type="checkbox"/> 既存単独処理浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取便所 <input type="checkbox"/> 撤去工事 <input type="checkbox"/> 第4条第1項第2号又は第3号に係る工事	
7 浄化槽工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
8 浄化槽工事業者	所在地 名称 (浄化槽設備士名)	
誓約書		
裏面記載の高知市浄化槽設置費補助金の交付の条件等について、よく読んで理解し、関係法令等を遵守し、設置する浄化槽について、指定検査機関の行う水質に関する検査（法定検査）、保守点検及び清掃を毎年実施します。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。		
年 月 日		
申請者 住 所		
氏 名 (※)		
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		

(裏面有り)

高知市浄化槽設置費補助金の交付の条件等について

- (1) この補助金は、補助金交付決定通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
- (2) 高知市浄化槽設置費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（以下「規則」）第4条各号に掲げる者でないこと。また、契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
- (4) 補助決定者は、補助金交付決定通知書に記載の日までに工事を完了しなければならない。
- (5) 変更承認等
 - ア 補助決定者は、申請内容を変更しようとするとき、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は申請を取り下げようとするときは、あらかじめその旨を市長に申請し、又は届け出なければならない。
 - イ 補助決定者は、補助事業に係る浄化槽設置工事が予定の期間内に完了しないとき又は当該工事を行うことが困難となったときは、速やかにそれらの状況及び理由を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 実績報告
補助決定者は、浄化槽設置工事の完了後1か月以内又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。
- (7) 維持管理
工事完了後、設置した浄化槽については、浄化槽法に基づき適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）がなされなければならない。
- (8) 監査等
この補助金の使途については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。
- (9) 補助金の交付決定の取消し及び返還
補助決定者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還となる場合がある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - ウ 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
 - エ 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
 - オ 補助事業を中止又は廃止したとき。
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他高知市浄化槽設置費補助金交付要綱に基づく命令に違反したとき。

添付書類

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書（浄化槽法によるもの）
- (2) 設置場所の案内図 浄化槽設置配管計画図
- (3) 全浄協による登録証の写し 登録浄化槽管理票C票
- (4) 浄化槽設置工事費見積明細書
(浄化槽設置工事 配管工事 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所撤去工事)
- (5) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (6) 浄化槽工事業の登録証（又は特定工事業の届出書） 浄化槽設備士の免状の写し
(当該書類が事前に提出されている場合は、不要)
- (7) 浄化槽法定検査申込書の写し
- (8) 市税及び県税の納税証明書
- (9) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の配置図、配管図及び現況写真
- (10) その他（ ）

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高知市浄化槽設置費補助金については、高知市浄化槽設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
 - (2) 高知市浄化槽設置費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
 - (4) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - (5) 補助決定者は、年 月 日までに工事を完了しなければならない。
 - (6) 変更承認等
 - ア 補助決定者は、申請内容を変更しようとするとき、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は申請を取り下げようとするときは、あらかじめその旨を市長に申請し、又は届け出なければならない。
 - イ 補助決定者は、補助事業に係る浄化槽設置工事が予定の期間内に完了しないとき又は当該工事を行うことが困難となったときは、速やかにそれらの状況及び理由を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (7) 実績報告
補助決定者は、浄化槽設置工事の完了後1か月以内又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。
 - (8) 維持管理
工事完了後、設置した浄化槽については、浄化槽法に基づき適正な維持管理がなされなければならない。
 - (9) 監査等
この補助金の使途については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

第3号様式（第9条関係）

高知市指令 第 号

様

補助金交付却下通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高知市浄化槽設置費補助金については、高知市浄化槽設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり却下することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

却下の理由

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

高知市長 様

住 所
申請者 フリガナ
氏 名
電 話（ ） —

補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市浄化槽設置費補助金について下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、高知市浄化槽設置費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

- 1 変更等の理由
- 2 変更等の内容
- 3 補助金変更等申請額

様

補助事業変更等承認（否認）通知書

年 月 日付けで変更等承認申請のありました高知市浄化槽設置費補助金については、高知市浄化槽設置費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり承認・否認することになりましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

- 1 変更等承認（否認）の内容
- 2 補助金変更等承認額
- 3 否認の理由

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

高知市長 様

住 所
届出者 フリガナ
氏 名
電 話（ ） —

補助事業変更届出書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市浄化槽設置費補助金について、下記のとおり事業内容の変更をしたいので、高知市浄化槽設置費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

高知市長 様

住 所
報告者 フリガナ
氏 名
電 話 () —

実績報告書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市浄化槽設置費補助金について、
工事が完了したので、高知市浄化槽設置費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 設置場所の地名地番	高知市	
2 設置した浄化槽	人槽規模	人槽
	名称及び型式	
3 補助金交付決定金額	金 円	
4 実績額	金 円	
5 住宅の所有者及び浄化槽管理者	<input type="checkbox"/> 補助決定者本人（共有名義の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 左記の者が異なる（その状況等を備考欄に記入のこと。）。	
6 浄化槽工事完了年月日	年 月 日	
7 浄化槽工事業者	所在地	
	名称 (浄化槽設備士名)	
備 考		

添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 工事の出来高明細書及び工事費請求書又は領収書の写し
- (3) 工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト
- (4) 浄化槽設置配管完了図
- (5) 工事の工程ごとの写真
- (6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便所の撤去工事の写真
- (7) 撤去した既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（撤去処分費の補助を受ける場合）
- (8) 配管工事の写真（配管工事費の補助を受ける場合）
- (9) 浄化槽管理者が浄化槽設置工事及び配管工事の完了を確認している写真の入った別紙確認報告書
- (10) その他 ()

別紙

確 認 報 告 書

年 月 日

浄化槽設置工事及び配管工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 設置場所 高知市
- 2 浄化槽管理者

確 認 状 況 写 真

浄化槽



配 管



第8号様式(第14条関係)

高知市指令 第 号

様

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました高知市浄化槽設置費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、高知市浄化槽設置費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

年 月 日

高知市長

記

補助金確定額 金 円

第1号様式 (第8条関係)

第2号様式 (第9条関係)

第3号様式 (第9条関係)

第4号様式 (第11条関係)

第5号様式 (第11条関係)

第6号様式 (第11条関係)

第7号様式 (第13条関係)

第8号様式 (第14条関係)